

奈良市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 32 年 12 月 1 日条例第 21 号）【抜粋】

（時間外勤務手当）

- 第 17 条** 勤務時間等条例第 8 条第 1 項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 20 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ 100 分の 125 から 100 分の 150 までの範囲内で市長が規則で定める割合（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合には、その割合に 100 分の 25 を加算した割合）を乗じて得た額（育児短時間勤務職員が、第 1 号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が 7 時間 45 分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 100（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合には、100 分の 125）を乗じて得た額）を時間外勤務手当として支給する。
- （1） 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。第 3 項において同じ。）における勤務
 - （2） 前号に掲げる勤務以外の勤務
- 2 前項の規定にかかわらず、勤務時間等条例第 5 条の規定により、あらかじめ勤務時間等条例第 3 条第 2 項又は第 4 条の規定により割り振られた 1 週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（市長が規則で定める時間を除く。）に対して、勤務 1 時間につき、第 20 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 25 から 100 分の 50 までの範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 3 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が 7 時間 45 分に達するまでの間の勤務に対する第 1 項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ 100 分の 125 から 100 分の 150 までの範囲内で市長が規則で定める割合」とあるのは、「100 分の 100」とする。
- 4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間等条例第 3 条第 1 項、第 4 条及び第 5 条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間が 1 箇月について 60 時間を超えた職員には、その 60 時間を超えて勤務した全時間に対して、第 1 項の規定にかかわらず、勤務 1 時間につき、第 20 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 150（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合には、100 分の 175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 5 勤務時間等条例第 8 条の 3 第 1 項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する 60 時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間 1 時間につき、第 20 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 150（その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合には、100 分の 175）から第 1 項に規定する規則で定める割合（その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時

までの間である場合には、その割合に 100 分の 25 を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

- 6 第3項に規定する7時間 45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

(休日勤務手当)

第18条 祝日法による休日等(勤務時間等条例第3条第1項又は第4条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつては、勤務時間等条例第9条に規定する祝日法による休日が勤務時間等条例第4条及び第5条の規定に基づく週休日に当たるときは、任命権者が定める日)及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。これらの日に準ずるものとして市長が規則で定める日において勤務した職員についても、同様とする。

(夜間勤務手当)

第19条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当りの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

給料等の支給に関する規則（昭和 41 年 2 月 1 日規則第 5 号）【抜粋】

（時間外勤務手当の支給）

第 19 条 時間外勤務手当の勤務時間数の計算及び条例第 20 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料の月額及びこれに対する地域手当の月額については、第 5 条の 2 第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

2 条例第 17 条第 1 項の規則で定める割合は、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。ただし、12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日における勤務については、当該各号に定める割合を 100 分の 150 とする。

(1) 条例第 17 条第 1 項第 1 号に掲げる勤務 100 分の 125

(2) 条例第 17 条第 1 項第 2 号に掲げる勤務 100 分の 135

3 条例第 17 条第 2 項の規則で定める時間は、次の各号に掲げる時間とする。

(1) 休日等(条例第 18 条の規定により休日勤務手当が一般の職員に支給される日をいう。以下この項において同じ。)が属する週において、勤務時間等条例第 3 条第 2 項又は第 4 条の規定によりあらかじめ勤務時間が割り振られていた職員が、当該週において休日等に勤務を命ぜられ休日勤務手当を支給されることとなる場合における、次に掲げる時間

ア 当該週の勤務時間が 38 時間 45 分に当該週の休日等に勤務を命ぜられ休日勤務手当を支給されることとなる時間(以下この項において「休日等勤務時間」という。)を加えた時間以下になるときの勤務時間等条例第 3 条第 2 項又は第 4 条の規定によりあらかじめ割り振られた 1 週間の正規の勤務時間(以下この号において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務した時間

イ 当該週の勤務時間が 38 時間 45 分に休日等勤務時間を加えた時間を超えるとき(割振り変更前の正規の勤務時間が 38 時間 45 分である場合に限る。)の割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間のうち、休日等勤務時間の時間数に相当する時間

(2) 休日等が属する週において、勤務時間等条例第 4 条の規定によりあらかじめ勤務時間が割り振られていた職員(以下この号及び次号において「交替制等勤務職員」という。)で当該週において休日等に勤務を命ぜられ休日勤務手当を支給されることとなるものの当該週の勤務時間が 38 時間 45 分に休日等勤務時間を加えた時間を超える場合における、次に掲げる時間

ア 勤務時間等条例第 4 条の規定によりあらかじめ割り振られた 1 週間の正規の勤務時間(以下この号において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)が 38 時間 45 分を超える場合においては、38 時間 45 分に休日等勤務時間を加えた時間から割振り変更前の正規の勤務時間を差し引いた時間数に相当する時間

イ 割振り変更前の正規の勤務時間が 38 時間 45 分に満たない場合においては、休日等勤務時間に、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間のうち 38 時間 45 分から割振り変更前の正規の勤務時間を差し引いた時間数に相当する時間を加えた時間数に相当する時間

(3) 交替制等勤務職員について、第 1 号及び前号の規定に該当する場合を除き、割振り変更前の正規の勤務時間が 38 時間 45 分に満たない場合における、次に掲げる時間

ア 当該週の勤務時間が 38 時間 45 分以下になるときの割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間

イ 当該週の勤務時間が 38 時間 45 分を超えるときは、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間のうち 38 時間 45 分から割振り変更前の正規の勤務時間を差し引いた時間数に相当する時間

4 条例第 17 条第 2 項の規則で定める割合は、次の各号に掲げる同条第 1 項に規定する正規の勤務時間を超えてした勤務の時間及び同条第 2 項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間との合計時間の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

(1) 60 時間以下の場合 100 分の 25

(2) 60 時間を超える場合 100 分の 50。ただし、60 時間までの時間については 100 分の 25 とする。

5 時間外勤務手当は、その月分を翌月の給料の支給日に支給する。ただし、職員が勤務時間等条例第 8 条の 3 第 1 項の規定により指定された時間外勤務代休時間に勤務した場合において支給する当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給については、勤務時間等条例第 8 条の 3 第 1 項の規定により時間外勤務代休時間が指定された日の属する給与期間の次の給料の支給日に支給する。

(休日勤務手当の支給)

第 20 条 条例第 18 条の規則で定める割合は、100 分の 135(勤務を命ぜられた日が 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日である場合は、100 分の 150)とする。

2 条例第 18 条後段の規則で定める日は、国の行事等が行われる日で市長が指定する日とする。

3 休日勤務手当は、時間外勤務手当の支給方法に準じて支給する。

(夜間勤務手当の支給)

第 21 条 夜間勤務手当は、時間外勤務手当の支給方法に準じて支給する。